



お酒を飲んで車両等(自転車・電動キックボードを含む)を運転してはいけません。



お酒を飲んだ人に車両等を貸してはいけません。



車両等の運転者に対し、酒類を提供したり、飲酒をすすめてはいけません。



車両等の運転者が酒気を帯びていることを知りながら、運転を依頼したり、その車両等に同乗してはいけません。

【出典】道路交通法第65条

運転者だけでなく、車両の提供者、酒類の提供者、車両の同乗者も懲役又は罰金の対象です

# 飲酒運転は犯罪です

車はもちろん、自転車や電動キックボードでも悪質且つ重大な犯罪で重大交通事故に直結する危険行為です

**重大事故が起きています!**



昨年、都内で飲酒運転の車が自転車をはねて死亡させる事故が発生しています。



荒川区内でも飲酒運転の車両が絡む事故が発生しています。  
飲酒運転は、100%防ぐことが出来るものです。  
絶対にやめましょう。



**生活安全課  
交通安全係**

☎03(3802)3111  
内線489